2

奥多摩町の対応について

- ◎新型コロナウイルス感染症対策本部設置(4月7日午前9時設置)事務局(総務課内) ☎83-2349 緊急事態宣言期間中(5月6日(水)まで土日祝日含む毎日)午前8時30分から午後5時15分
- ◎町施設の臨時休館および町主催のイベント延期・中止

5月6日(水)まで、不特定多数の方が集まる施設は臨時休館を延長、町主催のイベントなどは中止または延期とします。

- ◎ラジオ体操の実施(3ページ参照)
- ◎小学校・中学校臨時休校への対応
 - (1) 学校施設開放①…共働き家庭などで保護者が不在となり一人で留守番できない児童(小学生) を学校でお預かりします。
 - (2) 学校施設開放②…毎週1日、全員が登校してよい日を設け、課題の配布、回収などを行います。
 - (3) お弁当配布…昼食の確保が困難な児童・生徒に対して、給食センターで調理したお弁当を無償で配布します。
 - (4) 在宅学習支援①…中学生全員に配布しているタブレットを活用し、教員が毎日生徒の状況を確認して課題の提供と回収を行います。
 - (5) 在宅学習支援②…小学校では、家庭でできるオンライン学習サイトなどを紹介し、児童に取り 組んでいただいています。
- ◎役場職員の交代制勤務(4月8日(水)から5月6日(水)まで)

感染発生時の職員への感染防止、職員全員が自宅待機とならないよう、テレワーク・交代勤務制を導入し、役場(本庁・出先機関)の業務機能維持に努めています。また、職員一人ひとりが健康状態をチェックし勤務しています。



感染症対策

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「**手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」**です。



▲出典:首相官邸HP